

愛知県地域保健医療計画の別表の更新について

(別表全文は愛知県ホームページ「愛知県地域保健医療計画」(<http://www.pref.aichi.jp/0000039667.html>) の最下部に掲載されています。)

1 「(1)「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名」の更新

(変更前(平成24年7月2日更新版))

医療圏	分娩を実施している医療機関		健診のみを実施している医療機関	
	病院	診療所	病院	診療所
尾張北部	春日井市民病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院 犬山中央病院	産科・婦人科七原 森永産婦人科 神領マタニティ かすがいマタニティクリニック※ ミナミ産婦人科 みわレディースクリニック エンゼルレディースクリニック マザークリニックハピネス やまだ産婦人科 おおわきレディースクリニック 大野レディースクリニック	名古屋徳洲会総合病院	山田産婦人科 米本レディースクリニック 桃花台レディースクリニック 竹内クリニック 坂下クリニック 松川マタニティクリニック 大脇産婦人科 若山産婦人科医院

注 ※は医療法施行規則第1条の14第7項第3号(周産期)に該当する有床診療所

(変更後)

医療圏	分娩を実施している医療機関		健診のみを実施している医療機関	
	病院	診療所	病院	診療所
尾張北部	春日井市民病院 小牧市民病院 厚生連江南厚生病院 犬山中央病院	(削除) 森永産婦人科 神領マタニティ かすがいマタニティクリニック※ (削除) みわレディースクリニック エンゼルレディースクリニック マザークリニックハピネス やまだ産婦人科 おおわきレディースクリニック 大野レディースクリニック	名古屋徳洲会総合病院	産科・婦人科七原 山田産婦人科 米本レディースクリニック 福井産婦人科医院※ 桃花台レディースクリニック 竹内クリニック 坂下クリニック ミナミ産婦人科 松川マタニティクリニック 大脇産婦人科 若山産婦人科医院

注 ※は医療法施行規則第1条の14第7項第3号(周産期)に該当する有床診療所

2 「(4)「救急医療」の体系図に記載されている医療機関名」の更新

(変更前(平成24年7月2日更新版))

医療圏	広域2次救急医療圏名	初期救急医療体制		第2次救急医療体制			第3次救急医療体制
		休日夜間診療所	在宅当番制	病院群輪番制参加病院	搬送協力医療機関		
					病 院	有床診療所	
尾張北部	尾張北部G	犬山市休日急病診療所	尾北医師会	厚生連江南厚生病院	岩倉病院	山田外科・内科	小牧市民病院
	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡	江南市休日急病診療所 岩倉市休日急病診療所 江南市休日急病診療所(歯科)		犬山中央病院 さくら総合病院		ハートクリニックさわだ	
尾張北部	春日井小牧H	春日井市休日・夜間急病診療所	春日井市医師会	春日井市民病院	名古屋徳洲会総合病院	竹村整形外科クリニック	小牧市民病院
	春日井市	春日井市休日・夜間急病診療所(歯科)	小牧市医師会	小牧第一病院	東海記念病院	渡辺整形外科	
	小牧市	小牧市休日急病診療所 小牧市休日急病診療所(歯科)				江崎外科内科	

(変更後)

医療圏	広域2次救急医療圏名	初期救急医療体制		第2次救急医療体制			第3次救急医療体制
		休日夜間診療所	在宅当番制	病院群輪番制参加病院	搬送協力医療機関		
					病 院	有床診療所	
尾張北部	尾張北部G	犬山市休日急病診療所	尾北医師会	厚生連江南厚生病院	岩倉病院	山田外科・内科	小牧市民病院
	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡	江南市休日急病診療所 岩倉市休日急病診療所 江南市休日急病診療所(歯科)	犬山扶桑歯科医師会	犬山中央病院 さくら総合病院		ハートクリニックさわだ	
尾張北部	春日井小牧H	春日井市休日・夜間急病診療所	春日井市医師会	春日井市民病院	名古屋徳洲会総合病院	竹村整形外科クリニック	小牧市民病院
	春日井市	春日井市休日・夜間急病診療所(歯科)	(削除)	小牧第一病院	東海記念病院	渡辺整形外科	
	小牧市	小牧市休日急病診療所 小牧市休日急病診療所(歯科)				江崎外科内科	

愛知県地域保健医療計画更新事務取扱要領（抜粋）

（目的）

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画及び愛知県医療圏保健医療計画の別表（以下「別表という。」）に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

（基本方針）

第2 医療機関名の更新は少なくとも年1回は行うものとする。ただし、第5に定めるものは、随時更新するものとする。

（更新の手順）

第3 更新の手順は次のとおりとし、それぞれの期限は毎年定める実施マニュアルによる。

（5）更新の公表

別表の更新については、基幹的保健所等が圏域会議の意見を聴き、その後、医療福祉計画課が愛知県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）の意見を聴く。なお、医療福祉計画課は、計画部会の意見を基幹的保健所等へ通知する。

医療福祉計画課は、 の手続きを経て更新した別表について、ホームページを修正するとともに縦覧を行っている機関（保健所及び県民生活プラザ）へ送付する。

（6）愛知県医療審議会への報告

医療福祉計画課は、別表の更新について愛知県医療審議会（以下「審議会」という。）へ報告する。

（適用除外）

第5 次に掲げる事項を確認した場合は、医療福祉計画課は第3の手順を経ることなく別表を修正することができる。ただし、修正した別表について、修正箇所を所管する基幹的保健所等は圏域会議へ報告し、医療福祉計画課は計画部会及び審議会へ報告する。

医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。

がん診療連携拠点病院、がん診療拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。

休日夜間診療所、第2次救急医療体制の病院群輪番制参加病院、精神科救急医療体制の病院群輪番制当番病院、小児救急医療支援事業参加病院に変更があったとき。

救急病院、救急診療所の認定及び申し出の撤回の告示があったとき。

東海北陸厚生局に回復期リハビリテーション病床の設置及び廃止の届出をしたとき。

計画部会において医療法施行規則第1条の14第7項に規定する医療機関として適当と認められたとき。

（適用除外の公表）

第6 医療福祉計画課は、第5により修正した別表について、ホームページを修正するとともに縦覧を行っている機関（保健所及び県民生活プラザ）へ送付する。

（附 則）

この要領は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度の医療計画の更新から適用する。